

○諮問に係る質問に対する回答について

番号	質問等	回答
1	<p>基本的に認めてよいと考えるが、以下の点について実施期間の回答を求めたい。</p> <p>①DV避難者に対しては、町への申請書の提出を条件として支給を行うとのことであるが、対象となるDV避難者に対して、どのように周知するのかその方法を教えていただきたい。</p>	<p>町では、広報「おおいそ」令和3年10月号や、町ホームページにより、広く対象者への周知を実施します。</p> <p>なお、本事業が実施されると商品券を使用できる店舗でもポスターが貼り出されるなど、制度周知を行うことを予定しており、広く認識いただけるものと考えております。</p>
2	<p>②仮に世帯主である夫に商品券を支給後にDV避難者である妻から支給申請があった場合、その申請は受理されるのか教えていただきたい。</p>	<p>ご質問にある例話の場合、妻の支給申請を受理し、商品券の支給を行うこととします。</p> <p>なお既にDV避難者である妻が、町に対しDV避難者であること、夫世帯の子どもは妻が監護していると確認できる場合（児童手当受給状況等）は、あらかじめ妻に送付することを想定しています。</p>
3	<p>1 資料1の諮問書1頁によれば、本諮問の趣旨は「個人情報の本人外収集及び目的外利用」の可否とされていますが、本議題では、後者について「目的外利用・提供について」とされ、諮問書2頁の説明でも、「目的外利用・提供する必要があります」と記載されています。条例上、「提供」とは「実施機関以外のものに提供」（9条1項）することを意味しますので、本諮問に「提供」を含むのか否かを明確にする必要があると思います。もし含むのであれば、その相手方、理由を具体的に示してくださるようお願いいたします。もし含まない場合は、「提供」の文言をすべて削除すべきであると考えます。</p>	<p>「提供」については、簡易書留、外部委託を想定し宛先の住所・氏名について、実施機関外のものに提供する可能性も含めて検討しておりました。この度の諮問後、この業務については実施機関にて行うこととなりましたので「提供」の文言は全て削除いたします。</p>
4	<p>(3) 項目2の「同伴者」については、どこにも説明がないように思いますが、何を意味しているのでしょうか</p>	<p>(3) 「同伴者」につきましてはDV被害者が監護する子を指します。</p>